

令和2年5月8日

保護者 各位

座間市子ども未来部保育課長

保育所の登園自粛期間の延長について

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

暫定的な措置として「緊急事態宣言に伴う保育所の登園自粛要請について」（令和2年4月8日付座間市子ども未来部保育課長通知）を、5月10日（日）まで延長することとしていましたが、緊急事態宣言の延長が決定し、神奈川県実施方針が示されましたので、当該方針の期限である5月31日（日）まで登園自粛期間を延長いたします。

なお、保育料の減額措置については、継続いたします。

保育園は「社会生活を維持する上で必要な施設」に区分され開園しますが、適切な感染防止策を要請されている施設でもあります。そのバランスを考慮し一部を制限しての開園としています。保護者の皆様には御負担をおかけして申し訳ありませんが、御理解いただき、引き続きお休みできる御家庭は可能な限り、より安全な御家庭で過ごしてくださいようお願いいたします。